

令和3年4月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。



特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

具体的には以下の通りです。

1. 芸能実演家

- ・俳優（舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等）
- ・舞踊家（日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等）
- ・音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
- ・演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等）
- ・スタント 他

2. 芸能製作作業従事者

- ・監督（舞台演出監督、映像演出監督）
- ・撮影
- ・照明
- ・音響・効果、録音
- ・大道具製作（建設の事業を除く）
- ・美術装飾
- ・衣装
- ・メイク
- ・結髪
- ・スクリプター
- ・ラインプロデュース
- ・アシスタント、マネージメント
- 他

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び
労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 11 号）が、令和 3 年 1 月 26 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

また、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 44 号）が、令和 3 年 2 月 26 日付けで公布、令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本事項

(1) 改正の趣旨及び概要

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）において、労働者以外の者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないが、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「令和 2 年改正法」という。）に係る衆議院附帯決議において「特別加入制度について、・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。」とされ、また、成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされた。

また、令和 2 年改正法により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）（以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）において、創業支援等措置が新設され、当該措置に係る規定については令和 3 年 4 月 1 日付け施行されることとなっている。創業支援等措置については、令和 2 年改正法に係る参議院附帯決議において、「特別加入制度について・・・社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作

奇術師、司会、DJ、大道芸人等）、スタント、その他類似の芸能実演に係る作業に従事する者
イ 芸能製作関係

監督（舞台演出、映像演出）、撮影、照明、音響・効果、録音、大道具、美術装飾、衣装、メイク、結髪、スクリプター、アシスタント、マネージャー、その他類似の芸能製作に係る作業に従事する者

（3）保険料率及び特定業種区分

第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類の番号は特21とされた（徴収則第23条及び別表第5）。

（4）特別加入の手続

ア 特別加入の手続は、一人親方等及び特定作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（基本通達の記の第2の5、6（2）、7及び8参照）ほか、後記6、7によること。

イ 加入申請者たる団体における災害防止措置については、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定め、これを記載した書類を特別加入申請書に添えて提出することとしているが（労災則第46条の23第3項第2号）、今般新たに特別加入の対象となった芸能関係作業従事者の団体については、「テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について」（平成元年3月13日付け基発第117号）及び「映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について」（平成10年11月18日付け事務連絡）に基づいた内容の災害防止規定を定めることとすること。

（5）災害の認定基準

ア 業務災害の認定

（イ）業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとする。

a 契約に基づき報酬が支払われる作業（以下「契約による作業」という。）のうち（1）に規定する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（注1）「音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」とは、芸能に関し依頼を受け契約を締結してから最終的な成果物の提供（演出及び企画を含む。）に至るまでに必要となる作業をいう。ただし、自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。

例）俳優・声優における打ち合わせ、稽古、リハーサル、公演、撮影、宣伝活動等

プロデューサーにおける会議、撮影場所・ロケ撮影現場の下見、撮影指示等

（注2）大規模な舞台や大道具を製作するに当たり、建設の事業の様態を伴って行う作業については、加入対象作業から除外されているため業務遂行性は認められないが、舞台上に設置できる程度の大道具、背景等を製作する作業及びその製作物を建設の様態を伴わずに設置する作業については、業務遂行性が認められる。

（注3）スタント等の危険を伴う作業については、故意に安全装置を無効化させる等の積極的行為が無ければ、支給制限の対象とならない。

b 契約による作業に必要な移動行為を行う場合（通勤災害の場合を除く）

例）テレビ局からロケ撮影現場への移動、映画撮影における撮影場所の移動等

（イ）業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

芸能関係作業従事者の住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保

総 情 作 第 28 号
2 文 経 際 第 49 号
2 文 参 芸 第 242 号
基 安 安 発 0326 第 1 号
基 安 衛 発 0326 第 1 号
雇 均 在 発 0326 第 1 号
20210305 情 局 第 1 号
令 和 3 年 3 月 26 日

別記団体の長 殿

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
文化庁文化経済・国際課長
文化庁参事官（芸術文化担当）
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその他演出若しくは企画の作業に従事する者（以下「芸能従事者」という。）には、労働者ではないいわゆるフリーランスとして就業する者が含まれています。

政府が実施したフリーランス実態調査の結果では、調査対象者のうちフリーランスとしての仕事を原因とする病気や怪我をしたことがある者は約2割、このうち仕事を中断する程度の病気や怪我をした者は半数の約1割であるなど、フリーランスとして就業する者の安全衛生対策が必要と考えられます。

つきましては、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、下記の安全衛生対策について貴団体傘下会員の皆様に周知徹底いただくとともに、貴団体傘下会員の業務内容等を踏まえたガイドライン又はチェックリスト等を作成するなど、その実施の促進に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 計画段階における安全性の検討

放送番組等の制作を発注する者又は芸能従事者のうち当該発注を受けて制作管理を行う者（以下「制作管理者」という。）は、制作の作業の計画段階において、あらかじめ撮影場所、撮影資材、制作の作業の方法についての安全性を検討すること。併せて、安全衛生対策の実施に必要な予算の確保についても配慮すること。

なお、発注者、芸能従事者及び制作管理者の範囲は別添を御参照ください。

2 現場における災害防止措置

芸能従事者は以下の取組を行うこと。

（１）資材による危険の防止

車輛、電気設備、大道具、小道具、危険物、撮影機材等の資材についての安全性を点検するとともに、撮影、録音等技術受託をした関係事業者等が現場へ持ち込んだ資材についても、点検結果を報告させる等現場における資材による危険を防止すること。

（２）演技、撮影、照明等の作業における危険の防止

演技、撮影、照明等の作業の方法については、防護設備又は保護具の必要姓、演技者、撮影者等の技能レベルに応じた演技速度の調整、訓練又は練習の必要性を検討し、安全な方法により作業を実施すること。

3 安全衛生に関する対策の確立等

制作管理者は以下の取組を行うこと。

（１）安全衛生に関する責任体制の確立

現場における安全衛生責任者を選任する等業務の遂行体制に応じた安全衛生に関する責任体制を確立すること。

（２）安全衛生基準の策定等

安全衛生に関する責任体制、資材の管理、作業の方法等について現場における具体的安全衛生基準を策定し、関係者に周知すること。

（３）専門家による安全性の検討

特撮用機材、擬闘等安全性を検討するうえで専門的知識を必要とする作業については、専門家に検討を依頼する等、その実効を期すこと。

（４）安全衛生教育の実施

制作の作業の関係従事者に対し、作業前打合せ等の機会に、資材、作業方法等に係る危険性、災害防止措置等について安全衛生教育を行うこと。

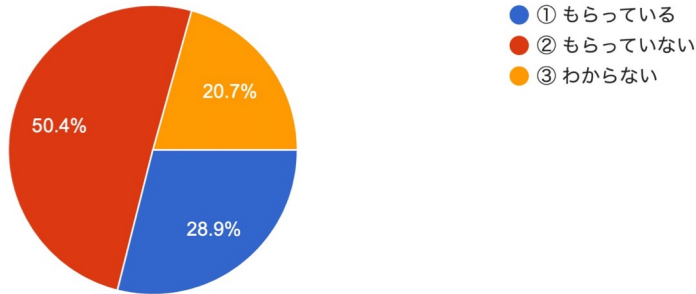
(5) 作業環境・相談体制の整備等

現場において、芸能従事者がストレスなく作業ができるよう、トイレや更衣室も含めた環境整備、トラブルやハラスメントについて相談出来る体制の整備に配慮すること。

また、都道府県及び指定都市に設置されている精神保健福祉センター(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>)等で、心の健康に関する相談対応を行っていることを周知するとともに、労働者向けに公開されている働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」における「5分でできる職場のストレスセルフチェック」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>)等を参考に、芸能従事者が自らのストレスの状況についての把握を心がけるよう勧奨すること。

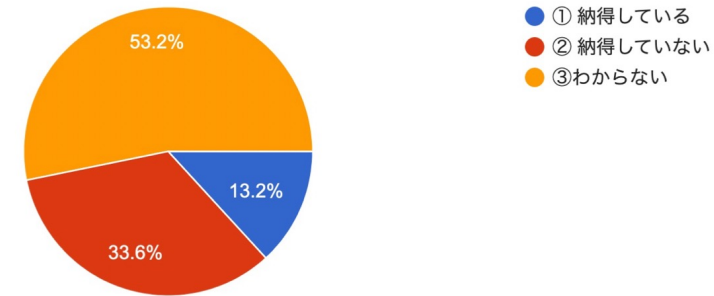
Q 2. 二次利用料をもらっていますか

266 件の回答



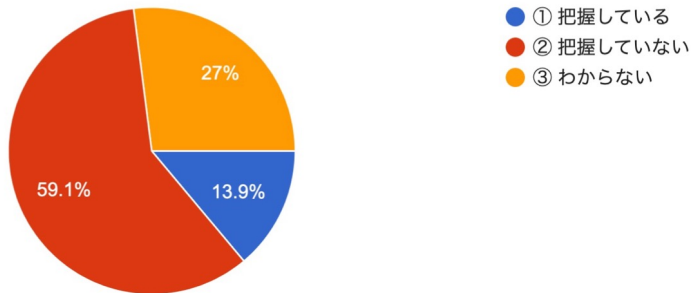
Q 3. もらっている二次利用料額に納得していますか

235 件の回答



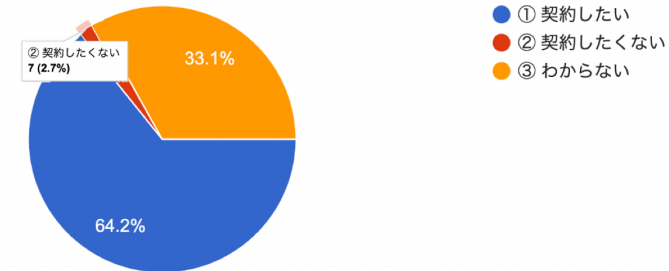
Q 4. 再放送の日時や再利用(他の媒体など)を把握していますか

259 件の回答



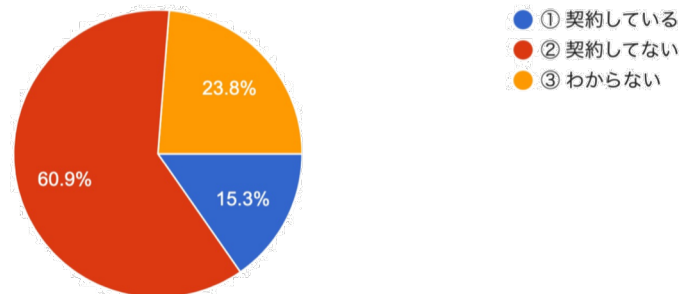
Q 6. 二次利用の契約をしたいですか

260 件の回答



Q 5. 二次利用の管理団体と契約していますか

261 件の回答



二次利用について思うことを自由にお書き下さい

1. 著作隣接権を破棄させる契約書を見るたびに、がっかりします。世代が上の方達には、そういうことが起きているのでしょうか？どうせその場限りで買い取られて終わり、というのは、仕事へのモチベーションが削がれる要因でもあります。
2. オケに所属しているが二次利用については実際どうなっているのかよく把握できていません。
3. あまりにも少ない金額が分配されていて、何かがおかしいと思う。著名かどうか、もともとのギャラが高いかどうかとも関係なく、皆さん少ないようです。権利団体の明細を公表したり監査を入れたりした方が良くはないかと常々思っています。
4. 再放送の都度、確認して欲しい。そして、再放送料をもらいたい。
5. 二次利用が決まってない段階でギャラが決まるので二次利用分を貰えない、また知らないうちに二次利用されている場合が多い
6. よくわからない、もっと簡単明瞭な説明がほしい。
7. 二次利用する際に連絡をもらいその分のギャラを頂くのが希望です。
8. 実演家にお金がいきわたらないことに抗議したいです。ひどいです
9. 演芸の場合何度も何度も再生され、作品への冒涇だと思う。
10. 二次利用についてのギャラの相場がわからない。
11. 明確な制度化をすべきと思う
12. 過去に出演した番組の二次使用料があいまいな扱いになっているケースが多く、また二次使用料に関して問い合わせをしても、ぞんざいな対応をされることが多々あり、悔しい思いをしています

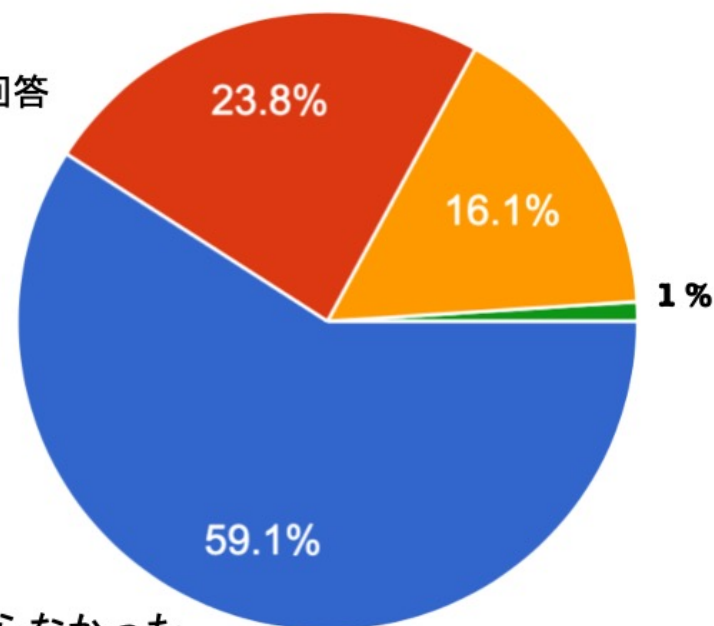
文化芸術に携わる全ての人の《自粛10か月経過》
現況とコロナの影響に関するアンケート

2020年3月通達

「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」

推奨：「一方的な契約の変更をしない」
「契約の変更によって生じた費用や報酬の上乗せをする」

5223件の回答



- ① 知らなかった
- ② 知らなかったし、知っていても使えない
- ③ 知っているが、自分ではどうも要請できない
- ④ 知っていて、自分も発注者に要請した

20200309経第1号
厚生労働省発雇均031.0第4号
公取企第25号
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

厚生労働大臣

公正取引委員会委員長

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

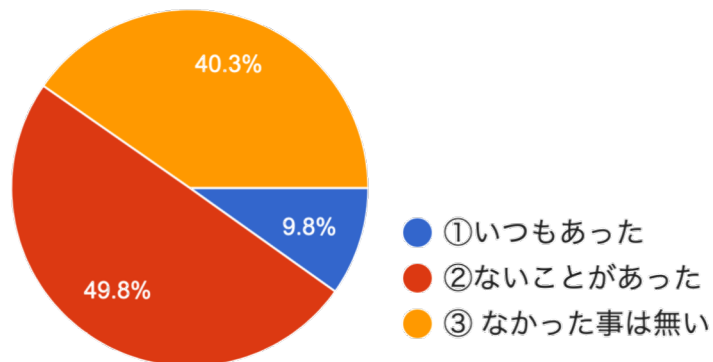
新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている個人事業主・フリーランスに対しても、できる限りの措置を講じることとしています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人事業主・フリーランスから、取引の相手方が、十分に協議することなく、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除した旨の相談が寄せられています。

つきましては、個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者におかれましては、元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、下記の事項について適切な配慮をしていただくようお願いします。

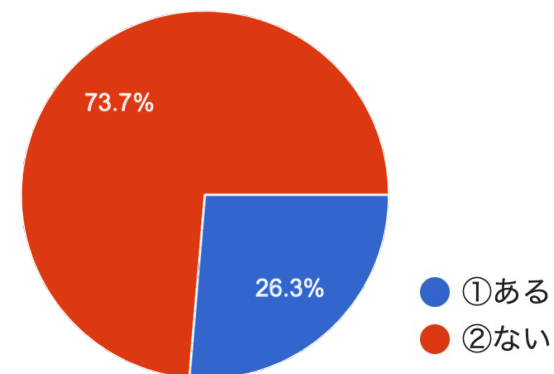
3. 仕事の現場に専用のトイレがない事がありましたか

315 件の回答



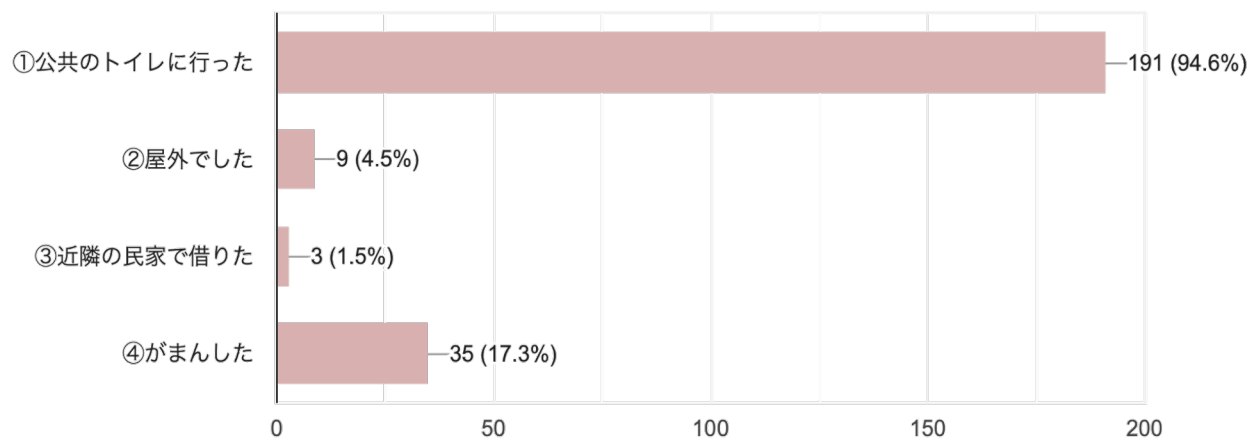
3-3. 膀胱炎になった事がありますか

315 件の回答



3-2. 仕事の現場にトイレがない時どうしましたか (複数回答可)

202 件の回答



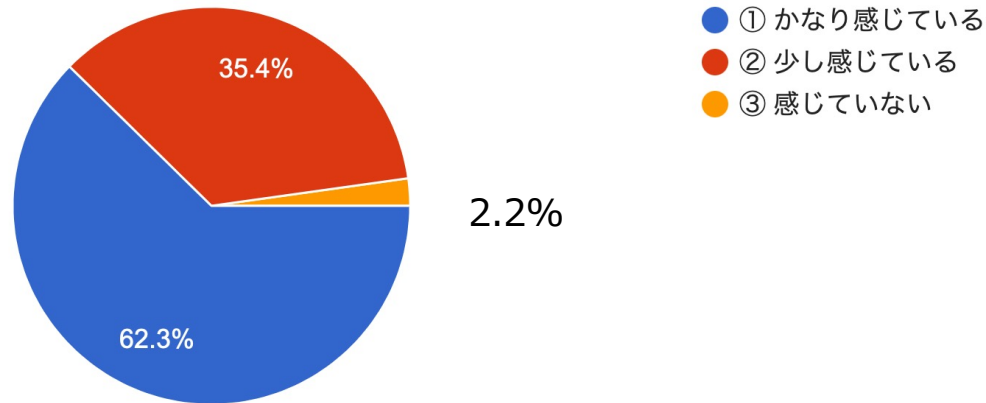
トイレで困った事があればお書き下さい

54 件の回答

1. 衣装の着脱のしにくさからトイレにあまり行かないようにして本番中に足がつる。ということが何度があります。
2. トイレに行く暇がない
3. 専用のトイレがないと探さなくてはならないので困ります。
4. トイレが遠く、休憩時間だけでは時間が足りず仕事時間に遅れるのでトイレに行かず我慢していた
5. 多機能トイレの充実、野外公演での確保
6. 楽屋などにあれば、すごく助かります
7. ライブハウスに出演者・スタッフ用のトイレがないと困る。本番直前にお客さんとトイレで顔を合わせるのは気まずいし、よくない。
8. 数が少ないと女性の場合、並んだりするので困ってしまいます。女性はトイレの時間も長いので...
9. お客様用のトイレが使用禁止で、外の汚いトイレでした。
10. 古いコンサートホールで楽屋にトイレが1つしかなくて本番の休憩でお客様のトイレにお客さんと一緒に並ぶという状況は多々あります。休憩が終わってしまうのではと焦ります。衣装を着ているのに恥ずかしいです。
11. お客様とかち合う 衣装やドレスを着替えて準備しなおしたり
12. 流れにくいトイレやトイレトペーパーがないなど
13. 衣装のまま公共のトイレまで行かなくては行けなく、距離があった
14. 大きな会場の割に、トイレの個室の個数が少なすぎる
15. 観客用と演者用のトイレが一緒に、休憩中に行けなかった。
16. 一度衣装を着てしまったら、終わるまで脱げないことは多々ある
17. 数が少なくて混み合ったこと
18. 出演者専用のトイレが無いと混んでて演奏時間に間に合わないかハラハラする事がある
19. 中高部の最上階の課外レッスン室で、トイレが遠く、当時は便座も温まらなかった為、トイレを我慢された先生が何人も膀胱炎にかかった（自分も含めて）。
20. 女性専用がない

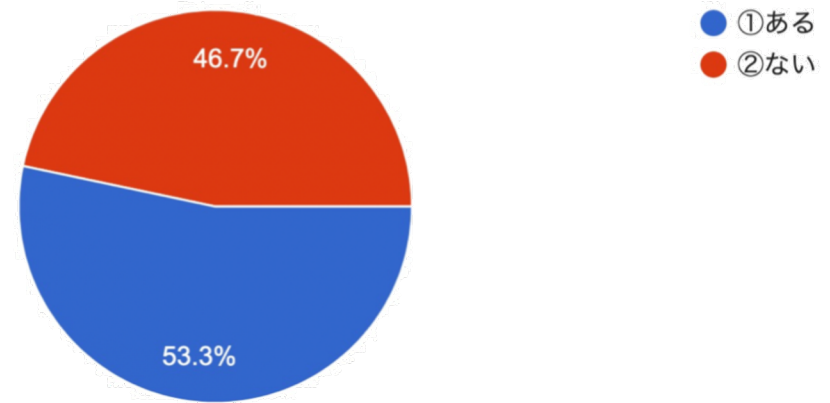
12. ストレスをどれくらい感じていますか？

316 件の回答

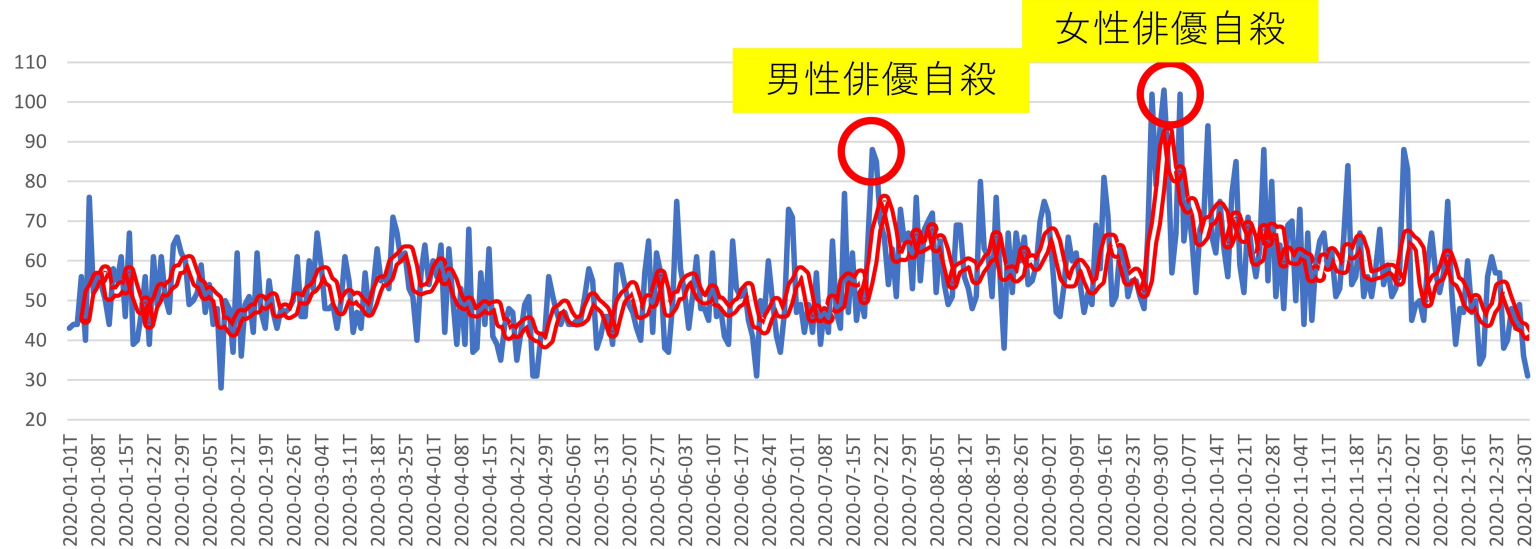


7. 仕事が原因で「このままでは生きていけない」と思った事がありますか

317 件の回答



2020年の自殺者数・警察原票（日次）



国内の感染者数_1日ごとの発表数

